

福岡市港湾土木工事における週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 定義

(1) 週休2日

週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事開始日から工事完成日までの期間（工期）をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

福岡市が発注する港湾土木請負工事積算基準書を適用した工事を対象とする。ただし、緊急を要する工事（災害復旧工事など）は除く。

4. 積算方法等

(1) 補正係数

以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上は、別紙「港湾工事市場単価における週休2日補正係数」によるものとする。

	補正係数 (4週8休以上)
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(2)補正方法

当初設計において、上記の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものについては、週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

5. 対象工事である旨の明示

現場説明書及び特記仕様書に、当該工事が週休2日工事である旨を記載するものとする。
記載内容については、別記1の「現場説明書等における記載例」を参考にするものとする。

6. 現場閉所の確認方法

(1)週間工程表等の場合

- ① 工事着手前
 - ・受注者は、施工計画書に休日を取得する曜日及び週休2日の取得状況を確認するために提出する資料（週間工程表や作業日報等、（以下、「週間工程表等」という。））を記載する。
- ② 工事着手後
 - ・受注者は、休日の取得状況が確認できる週間工程表等を提出する。
 - ・発注者は、週間工程表等により休日の取得状況を確認する。休暇の取得状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
 - ・発注者は、週間工程表等に基づき、「計画・実施報告書」の実施を記入し、受注者に確認する。

(2)計画・実施報告書の場合

- ① 工事着手前
 - ・受注者は、「計画・実施報告書」に計画を入力し、発注者へ提出する。
- ② 工事着手後
 - ・発注者は、「計画・実施報告書」の計画を基に休日の取得状況を確認する。休暇の取得状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
 - ・受注者は、「計画・実施報告書」に実績を入力し、発注者へ提出する。

(3)その他留意事項

- ・発注者は、現場閉所の状況確認を月1回程度行うものとする。
- ・発注者は、現場閉所の状況確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

7. 工事成績評価の取扱い

「計画・実施報告書」により、週休2日の実施が確認できた場合は、工事成績評価で評価する。なお、達成出来なかった場合の減点は行わない。

8. 週休2日実施証明書の発行

週休2日工事に取り組み、以下の基準を満たした工事について、「週休2日実施証明書」（以下、証明書という）の発行について申請があった場合は、証明書を発行する。

(1)証明書の発行基準

4週8休（現場閉所率が28.5%）以上を達成した場合。

(2)発行方法

- ① 受注者は、証明書の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」（以下、申請書という）を提出する。
- ② 受注者より申請書が提出されたら、監督員は、申請書の内容を確認したうえで証明書発行の起案を行い、証明書に公印を押印したうえで、受注者へ送付する。
- ③ 発行書及び証明書の様式は別紙2、3のとおり。

附則

適用・令和 6年10月 1日

港湾工事市場単価における週休2日補正係数

名称	補正係数
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水版工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（海上施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04

現場説明書等における記載例

(1) 発注者指定方式の場合

①現場説明書

本工事は、週休2日工事である。

②特記仕様書

第〇条 週休2日工事

(1) 週休2日工事の対象工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。

(2) 費用補正について

本工事は補正係数（補正率）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更を行うものとする。

補正率は、「福岡市港湾土木工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。

(3) 実施について

実施にあたっては、「福岡市港湾土木工事における週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
ホーム＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術管理関連＞公共工事の技術管理＞週休2日工事